

# インタフェース仕様書解説書 都道府県編 新旧対照表

(内容現在 令和8年6月1日)

No.	ページ	改定前	ページ	改定後
1	表紙	令和 7年 8月	同	令和 8年 6月
2	3	<p>(5) 項番26「特別地域加算の有無」～項番242「室料相当額控除」の体制等状況項目については、項番18「サービス種類コード」と項番24「施設等の区分コード」、項番25「人員配置区分コード」の組合せにより設定する体制等状況項目が決定する。インタフェース仕様書の「サービス種類コードと体制等状況の関係」でサービス種類と施設等の区分に対応した○印の体制等状況項目は項番3「異動区分コード」が「1：新規」の場合は必須項目となる。</p>	同	<p>(5) 項番26「特別地域加算の有無」～項番243「介護職員等処遇改善加算（利用定員19人未満）」の体制等状況項目については、項番18「サービス種類コード」と項番24「施設等の区分コード」、項番25「人員配置区分コード」の組合せにより設定する体制等状況項目が決定する。インタフェース仕様書の「サービス種類コードと体制等状況の関係」でサービス種類と施設等の区分、人員配置区分に対応した○印の体制等状況項目は項番3「異動区分コード」が「1：新規」の場合は必須項目となる。</p>
3	11-5	<p>項番221 ＜項目名＞ 併設本体施設における介護職員等処遇改善加算Ⅰの届出状況</p>	同	<p>項番221 ＜項目名＞ 併設本体施設における介護職員等処遇改善加算Ⅰイ又はロの届出状況</p>
4	-		11-6	<p>介護職員等処遇改善加算の拡充に伴い、項番243を追加</p>
5	14-1	<p>「介護職員等処遇改善加算」が“7 加算Ⅰ”である場合、「特定事業所加算（訪問介護）の有無（加算Ⅴ以外）」、「サービス提供体制強化加算」、「日常生活継続支援加算」、「サービス提供体制強化加算（併設型、空床型）」、「入居継続支援加算」、「併設本体施設における介護職員等処遇改善加算Ⅰの届出状況」の組み合わせ検査を行う。</p>	同	<p>「介護職員等処遇改善加算」が“7 加算Ⅰイ、S 加算Ⅰロ”である場合、「特定事業所加算（訪問介護）の有無（加算Ⅴ以外）」、「サービス提供体制強化加算」、「日常生活継続支援加算」、「サービス提供体制強化加算（併設型、空床型）」、「入居継続支援加算」、「併設本体施設における介護職員等処遇改善加算Ⅰイ又はロの届出状況」の組み合わせ検査を行う。</p>

No.	ページ	改定前	ページ	改定後
6	14-2	以下のサービス種類コード、「施設等の区分コード」、「人員配置区分コード」で「介護職員等処遇改善加算」が“7 加算Ⅰ”で届出された場合、「特定事業所加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)」、「サービス提供体制強化加算(Ⅰ)」、「サービス提供体制強化加算(Ⅱ)」、「併設本体施設における介護職員等処遇改善加算Ⅰの届出状況(体制は「あり」)」、「サービス提供体制強化加算(Ⅲ)イ又はロ」、「入居継続支援加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)」、「日常生活継続支援加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)(体制は「あり」)」のいずれかが届出されていない場合、エラーとする。	同	<p>下表の「サービス種類コード」、「施設等の区分コード」、「人員配置区分コード」で「介護職員等処遇改善加算」が“7 加算Ⅰイ、S 加算Ⅰロ”で届出された場合、「特定事業所加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)」、「サービス提供体制強化加算(Ⅰ)」、「サービス提供体制強化加算(Ⅱ)」、「併設本体施設における介護職員等処遇改善加算Ⅰイ又はロの届出状況(体制は「あり」)」、「サービス提供体制強化加算(Ⅲ)イ又はロ」、「入居継続支援加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)」、「日常生活継続支援加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)(体制は「あり」)」のいずれかが届出されていない場合、エラーとする。</p> <p>また、以下のサービス種類については、「介護職員等処遇改善加算」が「1：無し 2：有り」での届出となるため、届出関連検査を行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問看護</li> <li>・訪問リハビリテーション</li> <li>・居宅介護支援</li> <li>・介護予防支援</li> <li>・介護予防訪問看護</li> <li>・介護予防訪問リハビリテーション</li> <li>・介護予防ケアマネジメント</li> </ul>
7	14-2 ~14-7	介護職員等処遇改善加算Ⅰ届出関連検査表	同	<p>介護職員等処遇改善加算Ⅰ届出関連検査表</p> <p>介護職員等処遇改善加算の拡充に伴い、表内の名称の変更及び届出要件の追加</p>
8	—		14-7	No.7に伴い、※3を追加